

議案第16号

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

逗子市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第1項第1号中「満9歳」を「満12歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の逗子市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（提案理由）

子育て支援施策の一環として、児童の健康増進及び健全育成を支援することを目的に、通院に係る医療費の助成対象年齢を拡大するに当たり改正の要あるため提案する。